

第27回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和7年10月30日（木） 午後1時から午後4時30分まで

開催場所 松本合同庁舎205号会議室（松本市島立1020）

出席者 【委員】 神戸会長、赤川委員、伊佐治委員、瀬畠委員、依田委員
【事務局】（総務部情報公開・法務課）伊豫田課長ほか5名

1 開会

2 会議事項

(1) 令和7年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取
(神戸会長)

2の会議事項に入らせていただきます。
それでは会議事項、(1) 令和7年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料1について説明)

- ◇ 今回の審議対象文書は8,970件、現物確認数は147件。
- ◇ 審議順については、現物確認後に前回保留分も併せて審議を実施する。

(神戸会長)

ただいま説明のあったとおり、このあと現物確認をしていただきまして、その後、前回保留分も含めて審議を行いたいと思います。

それでは、今回用意していただいたファイルの現物確認を行いたいと思います。
現物確認の方法についてはこれまでと同様の方法とさせていただきます。

【現物確認】

(神戸会長)

では、審議を行います。

はじめに、保留案件について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ◇ 保留となった91番、平成31年度地域公共交通（一般）のファイルを確認した結果、含まれていた平成30年度の文書は当該年度の記録を参考するために綴って

いたもの。この記録は、他のファイルの中には残っていない。

◇ 未審議の案件として192番、災害対策があるため、審議をお願いしたい。

(神戸会長)

では、最初に前回保留の連番91番について、赤川委員に御意見を伺ってもよろしいでしょうか。

(赤川委員)

31年度のファイルですが、内容的には平成30年度のものが参考として綴られていました。ただ、これしかないということなので、平成31年度のファイルに綴ってはいるのですけれども、残してはどうかと思っているのですが、いかがでしょうか。

(神戸会長)

赤川委員から御意見いただきましたが、昨年度も同内容のファイルは内容確認の上でそれぞれ判断したということでした。年度がずれてしまいますが、内容は知事とのディスカッション記録が残っているということになるかと思います。残す方向でよいと思いますけれども、反対の御意見はございますか。

【意見なし】

(神戸会長)

ただいまの前回保留の連番 91 番につきましては、廃棄不適当ということで、審議会の意見とさせていただきます。

続きまして、前回の審議会で未審議となっていた192番の災害対策のファイルについて、御確認いただいた、依田委員から御意見をお願いいたします。

(依田委員)

192 番、災害対策というファイルにつきまして、現物を見ると、令和元年度の激甚災害となった、東日本でかなり大きな被害が出た台風の関係の資料がいくつか入っていたのですが、北アルプスの農業農村支援センターが本庁から受け取った文書がほとんどだったので、これについては廃棄で問題ないと思いました。以上です。

(神戸会長)

192番については廃棄適当とさせていただきます。

続きまして、今回、御用意いただいたファイルの審議に入らせていただきます。審議の順番としましては、まず知事の意見が廃棄不適当のファイルの審議を行わせていただきたいと思います。

廃棄不適当とされたファイルは 33 件ございまして、本日現物確認をしていただいた中にもありますけれども、ご覧になつていただいて廃棄適当としても問題ない

など、知事の意見と異なる御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

(瀬畠委員)

現物確認リストの124番から126番は、公共事業の評価に関する委員会の資料です。審議内容としては、評価の報告書などが綴られているものです。もともと、他の所属からは当方の主管ではないという回答がありました。事務局で確認していただいたところ、これらの情報はすべてWebサイトに掲載されていることが分かりました。また、Webサイトに掲載された部分のうち、最終的に取りまとめた文書は別の場所で10年間保存されており、現在はその所管である原課が保管しています。今後、その文書が適切に移管されれば問題はないと思われます。不適当リストの21番から23番については、廃棄適当でよいと判断したいと思います

(神戸会長)

ただいま御意見をいただきまして、別に移管されて残っているということで、今、保管されているものを移管していただければよいかと思いますが、これについて、委員の皆様、他に御意見ございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

反対の意見はございませんので、21番から23番につきましては、廃棄適当とさせていただきます。

その他に、知事意見の廃棄不適当のうち廃棄適当でよろしいのではないかという御意見はございますでしょうか。

(瀬畠委員)

もう一つ、不適当リストでいうと29番、現物確認リストでは134番に該当するのは、新型コロナウイルス対応一般に関する資料です。新型コロナ関連ということで不適当とされていましたが、現物を確認したところ、内容は学会から依頼されたアンケート調査に回答したものであり、その回答も担当部局の分のみとなっています。さらに、県では新型コロナに関する記録集を作成しており、その記録集は当然残されていると考えられます。一方、学会のアンケートについては一部のみの回答であり、県が主体的に実施したものではないと判断しました。これについては廃棄適当でよいのではないかと判断しました。以上です。

(神戸会長)

ただいまの御意見について、反対意見はございますか。

【意見なし】

(神戸会長)

ファイル名は新型コロナウイルスになっていますけれども、県が主体となっていないというところですので廃棄適当と審議会の意見はさせていただきます。

その他に廃棄不適当ファイルについて御意見ございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

先程廃棄適当とさせていただいたもの以外については、当審議会の意見も廃棄不適当ということにさせていただきます。

続きまして、今回、現物確認を行った公文書ファイルについて、御確認いただきました公文書ファイルのうち廃棄不適当と考えるものについて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。意見のなかった公文書ファイルについては廃棄適当と判断してよいか最後に一括してお伺いいたします。

それでは順に赤川委員から御発言をお願いいたします。

(赤川委員)

私からは1件あります。現物確認ファイル一覧の28番、県政タウンミーティングです。県立大学に関するもので、知事の発言もあるということで、皆様で確認していただければと思います。

【現物確認中】

(神戸会長)

赤川委員、まとめをお願いいたします。

(赤川委員)

全員で確認をいたしましたけれども、廃棄不適当でお願いいたしたいと思います。

(神戸会長)

28番につきましては、廃棄不適当とさせていただきます。

続きまして、伊佐治委員お願ひいたします。

(伊佐治委員)

現物確認ファイル一覧の54番を、廃棄不適当にしたいと思います。

この芸術監督団なのですが、平成28年度から阿部知事の肝いりでスタートした事業ではないかと思うのですが、長野県芸術監督団という全国的にも著名な方が監督団になって、長野県の芸術文化を振興していくという、そういう役割を持った監

督団です。

始めてから、10年経ちましたけれども、そういった会議で、知事レクの資料があったり、監督団と知事との議論をしている議事録があつたりということで、この制度のスタート時の重要な記録ではないかと思いますので、別表（4）、県の歴史文化学術事件等に関する重要な情報がわかるものということで廃棄不適当という意見を述べたいと思います。

(神戸会長)

54番につきまして、御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

スタート当初の意見交換などが載っているところですので、廃棄不適当とさせていただきます。

続きまして、伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

続いて、73番についてですが、これは現物を御確認いただきたいと思います。依田委員とも確認させていただいたのですが、長野県行政文書目録行政簿冊ということで、昭和前期編となってるのですが、なぜ廃棄の対象になってるのかわからないということです。県立歴史館すでに副本が保管されているためなのか、それとも別の理由があるのか、現時点では判断できません。また、簿冊の（二）という記載があり、なぜこの簿冊だけが廃棄対象として挙げられているのか、わからなかつたので皆様に見ていただきたいと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

今、73番について、歴史館に別途保管があるかどうかを確認していただいています。その結果を待って最終結論としたいと思います。

引き続き、伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

続いて、廃棄不適当としたものが96番です。これは後ほど現物を御確認いただければと思います。諏訪湖環境研究センターの所管ですが、内容は飯山市内の判定調査に関するものです。

飯山市内には国営農地があり、そこに有限会社ありました。ここで製造された発酵肥料の原料の一つに下水汚泥が利用されており、下水汚泥には亜鉛や銅などが含

まれることがあります。そのため、その影響調査が行われました。

調査の結果、平成 18 年 2 月には田中知事による知事会見が行われ、大きく報道されました。この資料には調査の科学的データや、その後の知事会見までの一連の記録がまとめられています。これは重要な資料であり、残すべきではないかと考えます。

あわせて、88 番と 89 番も現物を御確認いただきたいと思います。環境影響という観点で重要ではないかと思うのですが、まず 88 番は行政処分に関する記録で、伊那市の産業廃棄物業者に対して平成 26 年当時に行われた行政処分の記録です。この事案は当時大きな話題となり、県が業者と苦労してやり取りした様子が残されています。これを廃棄不適当とするかどうかは迷うところですが、10 年で廃棄してしまってよいのか迷うところです。

次に 89 番は産業廃棄物処理施設定期検査に関する記録です。県が行った定期検査の結果がまとめられており、問題がなかったものもあれば、基準値を超えたものについて是正を求めた記録も含まれています。

依田委員と相談したところ、廃棄理由として別表の（6）オ(イ)b の調査、統計又は研究の結果報告に関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。この規程の読み方が難しく、報告書は移管すべきなのか、10 年までのものはどう判断するのか、迷うところです。皆様に見ていただいた方がよいかなと思いましたので、88 番、89 番もご覧いただければと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

88 番、89 番について、伊佐治委員お願いできますでしょうか。

(伊佐治委員)

88 番について、行政処分等があった理由のところで、例えば、後々、土壤に影響しそうな御指摘というようなことではないので、これについては 10 年で廃棄適当ではないかということになりました。89 番についても同じく産廃施設に対する定期検査ということで、これについても 10 年で適當ではないかということになったのですが、この廃棄の理由のところの（6）オ(イ) というところが、調査、統計又は研究に関するものというような規定の内容になっているのですが、今回のこの定期検査というのがこここの規定の内容に当てはまらないのではないかという委員の意見がありましたので、それについては御意見ということで、記録をしていただければと思います。

続いて、96 番の関係について、知事が会見を行うほど県民に大きな影響を与えた事案ということで、これについては廃棄不適当ということでお願いしたいと思います。

(神戸会長)

96番について廃棄不適当ということで審議会の意見とさせていただきます。

(伊佐治委員)

次に、104番、105番、106番についてまとめてお話しします。

104番は観光地利用者統計調査で、次の学習旅行実態調査結果と併せて、いずれもデータのみの公文書です。内容を確認すると、通常であれば冊子として発行されるものが、PDFデータとして保存されていました。104番は、県内主要観光地の業者数や消費額、宿泊傾向など、その年の観光動向が分かる資料で、平成30年1月から12月のデータが含まれています。これは貴重な基礎資料といえます。恐らくホームページで公表されているものと思われますが、冊子が県立歴史館に移管されていない場合、データの公文書として廃棄不適当とするのが適切ではないかと考えます。

105番も同様の理由です。

106番はスキー・スケート場利用者現況統計調査で、長野県ならではの資料です。こちらは冊子のPDFというより、公表資料やプレスリリースの形式ですが、その年のスキー・スケート場の利用状況が詳細に分かる内容になっています。貴重な資料ではないかと思いますので、廃棄不適当とするのがよいと思います。

(神戸会長)

ただいまの御意見についての皆様、いかがでしょうか。

(瀬畠委員)

恐らく、この3つについては、県のホームページを確認した限り、過去のデータがかなり長期間にわたり掲載されていると思われます。そのため、まずこの3つについては、結果が残っていればよいという理解でよいのではないかと思います。

ただ、現在ホームページ上に公開されているデータが公文書としての唯一の形なのか、それとも結果のみをまとめた資料が別途公文書として登録されているのか、その点を確認する必要があります。もし結果のみの資料が存在するのであれば、それを移管すればよいということになると思います。

その辺りの状況について、少し説明いただけだとありがたいです。

(神戸会長)

事務局で確認していただき、その結果を待って最終判断をしたいと思います。

先程の歴史館の説明を事務局からお願ひします。

(事務局)

先程の行政文書目録の関係でございます。

こちら、1994年11月3日現在の県の行政文書目録でして、データとしては更新をされてきているものでございます。また、行政文書目録自体を別に管理していると

ということを歴史館から確認が取れました。

(神戸会長)

73番については、歴史館での保管があるということですので、廃棄適当ということでおろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

続きまして、私から、現物確認を希望したものの中で、廃棄不適当とすべきものはありませんでした。

85番ですけれども、県内の産業廃棄物の処理業者に実態調査を5年に1回しているもののデータでした。きちんとまとめられていました、各所に配布されていました。ただ県立歴史館に移管されているかどうか分からなかったのですが、お調べいただいたところ、歴史館に保管されておりましたので、これについても廃棄適当でよろしいかということになりました。

私からは、廃棄不適當とすべき意見はございません。

では、瀬畠委員お願いします。

(瀬畠委員)

これは現物確認を必ずしも必要ないと思いますが、念のため確認をお願いしたい件です。

48番で内容は、第三セクターのしなの鉄道が八十二銀行などから借入れを行う際、返済できなかった場合に県が保証するという仕組みで、その保証書の現物が含まれています。このような資料は廃棄してよいものなのか気になったので、確認をお願いいたします。

【現物確認中】

(神戸会長)

瀬畠委員まとめをお願いします。

(瀬畠委員)

県が損失補償を行っている制度であり、現在も10年ごとに継続して実施されています。また、知事の押印がある正式な契約書であることから、重要な公文書と考えられます。これについては廃棄不適當としたいと思います。

(神戸会長)

48番は、廃棄不適當とさせていただきます。

(瀬畠委員)

52番について、データ上の件名は公文書となっているのですけれども、現物のファイルの件名を見たところ、歴史資料の収集というものでした。これは条例施行前の文書管理規程に基づき、公文書を廃棄する際に、どの資料を県立歴史館へ移管するかを当時の文化財・生涯学習課が歴史館長に問い合わせたものです。歴史館長は移管すべき資料に丸印を付けて返答し、それに基づいて原課とやり取りを行った一連の文書となっています。現在我々が行っている作業の過去のバージョンともいえるものであり、当時どの資料が廃棄され、どの資料が移管されたのかを把握できる重要な資料です。そのため、廃棄不適当がよいのではないかと思います。ただ、ファイル名がこの名前であったため、昨年までは見落としている可能性が高いと思っています。今後は、この系統の文書については、可能であれば、最初から廃棄不適当にしてほしいと考えています。

(神戸会長)

この件について、他の委員は廃棄不適当の方向でよろしいでしょうか。
依田委員お願いします。

(依田委員)

私も現物を確認したところ、瀬畠委員と同じ意見で、廃棄不適当がよいと思います。これについては、現在は新しい公文書管理規程ができて、移管・廃棄簿というものが移管になるようになっています。移管・廃棄簿は、その年度に廃棄又は移管されたリストが入っているものなので、これはそれと同じものだと思いますので、今後も条例施行までの間はこれを移管にしていただけたらなと思います。以上です。

(神戸会長)

では、52番については廃棄不適当とします。同様の文書につきましても条例施行までの間は、今後も移管ということで、事務局でも、徹底していただくようお願いします。この公文書というファイル名だとなかなか拾えないかと思いますけれども、よろしくお願いします。

瀬畠委員、引き続きお願いします。

(瀬畠委員)

56番、委員会という曖昧なファイル名なのですが、中身は県立信濃美術館の整備委員会の議事録や配布資料などがあります。しかもこれは7回目と8回目のものでして、県立信濃美術館がリニューアルをしたときの記録なのですけれども、全国各地からもいろんな関係者の人を集めた委員会で、ものすごく議論も活発に行われているというものです。今Webサイトにも記録は残っているという状況もあって原課にいろいろ確認したところ、昨年までこのファイル名だったので、廃棄適当になつ

て廃棄されてしまったということですが、他の資料の中に、議事録とか資料は残っているようです。今回はこれを1回不適当とした上で、こういったものはきちんと移管できるような形で、ファイルを編冊し直してきちんと整理してくださいというようなことをお願いしたと思います。今回は廃棄不適当で対応するということでお願いしたいと思います。

(神戸会長)

他の委員も御意見ございますでしょうか。

56番について、廃棄不適当とさせていただきます。

(瀬畠委員)

132番は、野菜花き試験場による農業関係試験場試験研究年報で、平成16年度のものです。事務局に確認したところ、この年度の冊子が県立歴史館に送付されているかどうかは不明とのことでした。

そのため、今回は廃棄不適当とし、歴史館へ移管することにしたいと思います。

(神戸会長)

特に反対意見ございませんね。

【意見なし】

(神戸会長)

132番は、廃棄不適当とさせていただきます。

では、依田委員から御意見をお願いいたします。

(依田委員)

35番、県と市町村との協議の場というものについてです。この中身を確認したところ、知事レク資料や、知事がその協議の場に出席している議事録もありました。これまでの例からすると、こういうものは移管になるようなものなのですが、なぜか廃棄にでてきており、これは廃棄不適当だと思います。

(神戸会長)

35番は廃棄不適当ということでお願いします。

(依田委員)

43番、市町村課の災害・減免ですけれども、これは令和元年度の東日本台風、激甚災害に指定された台風で、国からの発出している資料もあるけれども、県から市町村に発出した文章も結構ありました。この東日本台風についてはどこまで移管にするか、どこから廃棄にしたらよいのかという判断があると思うのですけれども、

これは県から市町村の発出したものが入っているので、皆様で現物確認してもらった方がよいかと思いますのでお願ひします。

【現物確認中】

(神戸会長)

43番について依田委員まとめをお願いします。

(依田委員)

この資料については、先ほど言ったように東日本台風、長野県内でも被害が大きく主管課の危機管理部には残っていないと思います。市町村税の通知等も入っていたので、廃棄不適当にしたいと思います。

(神戸会長)

引き続き依田委員お願ひします。

(依田委員)

続いて、50番、史跡・考古資料部会に関する資料についてです。

審議会の部会の配布資料や議事録、諮問・答申などが入っていて、移管になるようなものなのです。なぜ廃棄に出てきたのかわからなかったのですけれども、部会でも移管対象になるという認識でよかったです。その辺の認識はどうだったかなと思って、皆様で御確認お願ひしたいと思います。

【現物確認中】

(神戸会長)

では、50番については今、事務局から確認していただきますので、引き続きありましたら、依田委員お願ひします。

(依田委員)

62番、審議会という名称ですけれども、確認したところ、審議会に占める女性委員の状況の資料でした。国でも行っておりますが、国の審議会の女性委員の登用率が何%かというのを公表していて、それにかかる文書は移管になっています。これは県の審議会の女性委員登用状況の資料で、その記者発表資料なども付いています。こういうものであれば、重要な気がしますが、委員の皆様の意見を聞きたいと思います。

(神戸会長)

女性委員の状況ということで、プレスリリースの資料ということですね。

廃棄適当かどうか、委員の皆様御意見いかがでしょうか。

(依田委員)

公表に当たっての部長レク資料は付いているのですけれども、知事レク資料は付いていません。この数値がどこまで重要かということですが、国のは移管にはしています。

(神戸会長)

依田委員としては移管、廃棄不適当と考えているということですね。

(依田委員)

はい。

(神戸会長)

皆様、反対の御意見は特にないでしょうか。

62番につきましては廃棄不適当とさせていただきます。

(依田委員)

次は、64番、中期目標というものです。何の中期目標かと思い見たところ、県立大学の法人のもので、県立大学の中期目標の設定の関係でした。法人の中期目標について、国では国の独立行政法人の中期目標関連は移管なのですけれども、県のはどうなのかという議論がなかったと思うのですけれども、基準としてはどうだったでしょうか。

(神戸会長)

計画というような形になりますよね。

(依田委員)

県が定める中期目標ですかね。

(神戸会長)

県立大学を主管する課もこの県民の学びの支援課になるということでしょうか。

(瀬畠委員)

これは県立大学が設立される前に作成された資料で、当時は県立大学設立準備課が主体となっていました。この課は大学設立後に廃止されたため、資料はその時期のものを引き継いだものと思います。長野県の公文書管理条例では地方独立行政法人は対象に含まれていませんので、県立大学も対象外です。他の対象機関であればこうした資料は残されますが、県立大学はそもそも対象外であるため特別な扱いに

なります。

この資料は設立準備課が主体となり、当時の予定者、後に理事長や学長になる方を含めて協議しながら計画を進めていた際に作成されたものです。県側がまだ関わっていた時期に作られたため、このような資料が残っていたと考えられます。この資料は設立準備段階の記録であるという理解で問題ないと思います

(依田委員)

現物確認をお願いいたします。

【現物確認中】

(神戸会長)

確認させていただきました、64番について依田委員、まとめをお願いいたします。

(依田委員)

64 番について、県立大学法人の中期目標について、大学設立時のものでしたので、廃棄不適当でお願いしたいと思います。

(神戸会長)

64番については廃棄不適当とさせていただきます。

先程、廃棄不適当で一旦判断させていただきました62番につきまして、伊佐治委員、他の廃棄ファイルの関係で御説明をお願いします。

(伊佐治委員)

先ほどの現物確認リストの 62 番、県民文化部の廃棄公文書ファイル等一覧の番号 436 について確認します。県民文化部の資料を見たところ、436 番の次の 437 番には職員の登用関係書類（男女共同参画）があります。もし審議会への登用状況の文書が廃棄不適当である場合、職員に関する資料も不適当になるものではないかという意見が委員からありました。

さらに、その内容は少し下の 442 番に関連している可能性があります。442 番のタイトルは推進状況調査で、公文書ファイルの内容としては男女共同参画に関する推進状況調査関連書類と記載されています。さらにその下 443 番にはその他調査関係書類もあります。

そこで、437 番と 442 番、443 番の現物を次回確認させていただきたいと思います。もし 436 番と 437 番が後半の資料に包含されるようなものであれば、どちらかを残せばよいかもしれません。現物を見ないと判断できないため、次回現物を見せいただけるようお願いしたいと思います。

(神戸会長)

その流れで、事務局はよろしいでしょうか。

(事務局)

承知しました。

(神戸会長)

依田委員、引き続きありましたらお願ひします。

(依田委員)

69番、社会福祉審議会です。審議会関係の資料がいろいろと入っており、それが正式な審議会資料なのか本人の手持ち資料なのかよく分からぬものなので、現物を確認していただいて判断したいと思います。

【現物確認中】

(神戸会長)

69番について確認させていただきました。依田委員でまとめをお願いします。

(依田委員)

69番については社会福祉審議会の配布資料等いろいろな資料が入っていました。職員の手持ち資料のようなものかもしれないが、他にこの年度のこの審議会の配布資料や議事録などが、別にファイルされているかどうかの確認をお願いしたいと思います。

(神戸会長)

事務局でお調べをお願いいたします。それを確認し、これが他にあればそちらを残すということで、残すかどうかもそれを見て確認するということで、69番は保留ということにさせていただきます。その他にありましたら、依田委員お願ひします。

(依田委員)

119番、私は現物確認をできなかつたのですけれども、確認された方はいらっしゃいますか。

(瀬畠委員)

私が確認しました。

(依田委員)

どのようなものでしたか。

(瀬畠委員)

これは家畜防疫員の証書に関する書類で、受領証のようなものです。制度として受領と返納があり、内容は一人ひとりが証書を受け取ったことを確認するための受領証です。それ以外に特別な情報はなく、基本的には受領と返納の記録のみとなっています。

(依田委員)

分かりました。

それでしたら廃棄適当でもよい気がしますが、一方の移管になっているリストの中に魚類防疫員というのがあって、何が移管になって、廃棄になるのか理由が分からなかつたので、事務局から教えていただけるでしょうか。

(神戸会長)

事務局からお願ひします。

(事務局)

現在確認していますので、後ほど他の関係と併せてお伝えいたします。

(神戸会長)

では、保留ということで、依田委員、引き続きありますでしょうか。

(依田委員)

私からは、以上です。

(神戸会長)

事務局で確認いただいている中で、本日この場で御回答いただけたことがありますからお願いします。

(事務局)

2件お答えいたします。

1件目、104番、観光関係の統計調査の関係です。こちらの歴史館への送付状況ですが、県立図書館等に入っているところまでは確認できたのですが、歴史館の資料目録等に含まれていないので、恐らく入っていないのではないかという状態ですので、また、御報告をしたいと思います。

2件目、50番、文化財の審議会の関係です。諮問・答申等の資料が別にならないか確認したところ、部会の方では、諮問・答申までは行っておらず、文化財保護審議会の本体の方で諮問を受け、答申を行うという形で、そちらの方に議事録等記録している状況でございました。以上でございます。

(神戸会長)

50番の文化財部会の方で諮問答申もしていないというものについては、審議会本体の方で保管があるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(神戸会長)

そうしましたら本体の審議会の方で残っていれば、こちらは廃棄でよろしいでしょうか。

50番は廃棄適当とさせていただきます。

もう1件、104番の観光の統計についてですが、こちら伊佐治委員いかがですか。

(伊佐治委員)

説明がありましたとおり、県立歴史館に冊子がなければ移管をしていただいた方がよいので、廃棄不適当がよろしいのではないかと思います。

(神戸会長)

それを確認いただいた上でということでよろしいでしょうか。

(神戸会長)

では、移管されていなければ廃棄不適当ということにするという前提でよろしいでしょうか。

(伊佐治委員)

はい。

(神戸会長)

それ以外は判断できることありますでしょうか。

(事務局)

119番について、家畜防疫員と魚類防疫員の違いについては、なぜ移管になっているかどうかまでの確認ができておりません。

(神戸会長)

依田委員、どうでしょうか。

(依田委員)

廃棄となっている家畜防疫員と移管となった魚類防疫員の違いについて次回確

認したいと思います。

(神戸会長)

次回、確認するということで、119番については保留とさせていただきます。

本日確認し、皆様に御意見いただきまして、審議会の意見として確認させていたいたもので、保留の案件以外の廃棄不適当ということで意見があったものについては、廃棄不適当ということで確認させていただきます。

今回現物確認したもので廃棄不適当との御意見がなかったファイルについては、保留案件を除き、当審議会の意見を廃棄適当ということにさせていただくことによろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

最後に今回の廃棄リストのうち、現物確認をしていない、その他のファイルについて、廃棄不適当の御意見は特にないということでよろしいでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

それではそのように確認させていただきます。

本日の廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取に係る審議は以上とさせていただきます。

結果については後日、事務局にて集計をお願いします。また、保留分の確認もお願いします。

次回の審議会まで開きますが、その時にまた保留分も含めて審議するということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(2) その他

(神戸会長)

続いて会議事項の(2)その他について、事務局の方からお願いします。

(事務局)

◇ 次回の審議会日程は、令和8年2月6日（金）を予定、場所は長野市内を想定している。

(神戸会長)

次回について先ほどの説明でもありましたように、まだ 24,000 件ぐらいありますし、1 日の審議で確認が終わるのかどうか、委員の皆様からも御不安の御意見もいただいているところです。データを前倒しでいただいてチェックしていくとしても、現物確認の時間は、例えば前日に取れるかどうかも含めまして、御検討をお願いできればと思います。

以上で本日の予定した議題を終わりますが、委員の皆様から何かございますか。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは以上で本日の審議を終了いたします。
長時間お疲れ様でした。

3 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和 7 年 12 月 26 日

長野県公文書審議会 会長